

第7期横浜市子ども・子育て会議 第9回保育・教育部会 第35期横浜市児童福祉審議会 第8回保育部会 合同部会 公開議事会議録		
日 時	令和8年5月27日（水）17時58分～19時54分	
開 催 場 所	市役所18階 なみき2～5会議室	
出 席 者	石井部会長、山瀬副部会長、稲田委員、大澤委員、尾木委員、疋田委員、清水委員、高杉委員、斉田委員、森委員	
欠 席 者	なし	
開 催 形 態	公開（一部非公開）	
議 題	報告＜公開案件＞ 【子ども・子育て会議】 （1） 令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について （2） 保育提供体制のための実施計画及び整備計画等について 議事＜非公開案件＞ 【児童福祉審議会】 （3） 小規模保育事業の認可及び補助金交付先法人の審査について （4） 保育所の設置者変更に伴う認可について	
議 事	（1） 令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について	
	石井部会長	報告（1）「令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」、事務局から説明をお願いします。 （事務局より説明）
	稲田委員	待機児童についてはゼロを目標として計画上位置付けられていたと認識しています。一方で、保留児童についても課題として認識されていると思いますが、人数に関する目標設定は行われていないように見受けられます。これについては、個別のニーズに左右されるため目標設定が難しいという理解でよいでしょうか。
	事務局	中期計画案においては、保留児童数について「減少」を目標として掲げています。一方で、具体的な人数目標を設定することは難しいと考えています。例えば、今年度の保留児童数は1,256人ですが、仮に1,000人以下を目標とした場合、その妥当性を説明することは難しいと考えています。 また、資料4ページの「特定保育所等のみの申込者」には様々な事情を持つ方が含まれています。空きのある園があっても希望しない方

		も含まれており、その状況は一樣ではないため、数値目標の設定は難しいですが、多くの方が入所できるよう引き続き取り組んでいきたいと考えています。
	稲田委員	分かりました。 また、現況届のオンライン申請について質問です。私は今回個人事業主として就労証明書を作成しましたが、自分で書いた証明書を再度システムに入力する必要がありました。オンライン化するのであれば自動で読み取る仕組みが望ましいと感じたのですが、技術的な課題があるのでしょうか。
	事務局	同様の意見は多数いただいています。制度導入に当たり、紙の就労証明書を撮影したデータやPDFを提出し、OCRで読み取る方法等も検討しました。しかし実証の結果、読み取りエラーが相当数発生し、その都度再提出を求めることになる恐れがありました。 そのため今回はエラーを少なくし、保護者が利用しやすいことを優先し、ファイル形式を限定せず入力方式を採用したところです。 ただし、これが最善だとは考えておらず、将来的には就労証明書をデジタルで取得できる仕組みの構築を目指し、改善を進めていきたいと思っています。
	稲田委員	了解しました。
	斉田委員	資料4ページの表について確認です。保留児童1,256人のうち、「育児休業の延長を希望する方」は、保育所等への入所を希望しているものの、入所できない場合には育児休業の延長を選択する方という理解でよいでしょうか。
	事務局	その理解で捉えていただければと思います。利用申請書には育児休業延長を許容するかどうかの項目があり、許容する旨を選択した方を当該区分として集計しています。入所できなくても育児休業延長を選択できる方や、希望園に入れない場合は育児休業延長を選択する方などが含まれています。
	森委員	障害児及び医療的ケア児への対応について伺います。保育士等追加配置に係る経費の助成単価引上げは評価しています。一方で、保護者からは加配に係る補助が必ずしも人員配置に充てられていないとの声も聞いています。環境整備費用等に使用される場合もあり、保護者と

	事務局	しては補助金が交付されれば人員配置が行われると期待しているため、今後の検討をしていただきたいと思います。 加配に係る費用については、可能な限り人員配置に活用いただくよう事業者へ働きかけているところであり、今後も引き続き周知と働きかけを行っていききたいと思います。
	石井部会長	その他意見等がなければ、本件を終了します。
議 事	(2) 保育提供体制のための実施計画及び整備計画等について	
	石井部会長	続いて、議事(2)「保育提供体制のための実施計画及び整備計画等について」、事務局から説明をお願いします。 (事務局より説明)
	稲田委員	様式Aの「こども誰でも通園制度の利用需要と提供体制」において、利用率が100%となっていますが、これは需要が供給を上回る状況を前提としているという理解でよいでしょうか。供給が需要を上回ることはないとの見込みを示したものなのでしょうか。
	事務局	利用率100%については、現時点では保育所等を利用していない対象児童が制度を利用するものとして設定しています。制度開始直後であり、実際の利用率をどのように見込むべきか国から十分な考え方が示されていなかったことから、現段階では100%としています。今後、中間見直しの際に改めて検討していきたいと考えております。
	稲田委員	必要受入時間数の算定に当たり利用率が必要となるが、制度開始直後で利用実態が把握できていないため、暫定的に100%としている、という理解でよいでしょうか。利用実績が蓄積されれば、実態に応じた数値へ修正される可能性があるという認識でよいですか。
	事務局	そうです。中間見直しの方法について現在検討しており、例えばニーズ調査を実施するなどして、実態を踏まえた見直しを行いたいと考えています。
	尾木委員	待機児童対策の採択要件について確認します。過去2年間のいずれかで待機児童5人以上という要件があるが、2年連続で待機児童ゼロとなった場合には要件を満たさなくなるという理解でよいでしょう

		か。待機児童ゼロを達成しているにもかかわらず採択対象外となることには違和感を覚えます。努力の結果として待機児童ゼロを実現しているにも関わらず、そのことが財政支援を受けられなくなる要因となるのは本末転倒な感じがしますが、国への働きかけ等を行わないのでしょうか。
	事務局	本市としても同様の認識を持っています。国の要件が変更されなければ、2年連続で待機児童ゼロとなったことにより、来年度以降は当該採択要件を満たさなくなります。待機児童ゼロは様々な取組を実施した成果ですが、国としては待機児童が多く発生している自治体への重点支援を目的としているものと考えられます。もっとも、本市にとって財政支援の有無は大きな影響があるため、国に対して適切な財政支援が継続されるよう要望していきたいと考えています。
	清水委員	待機児童が比較的少なかった自治体を想定した制度設計であったのかもしれないが、横浜市が待機児童ゼロを達成した努力について、国にも十分理解していただきたいと感じます。事業者側からすると、補助金の減少により負担が増加することは運営上容易ではないため、国に対する要望については協力していきたいと思いました。
	石井部会長	こども誰でも通園制度に関する財政支援について伺います。資料にある「新規施設整備・改修等」という記載は初めて見ましたが、今後、新規施設整備を実施する予定があるということでしょうか。
	事務局	本市としては、既存施設を最大限活用することを基本方針としており、新規施設整備を積極的に行う予定はありません。ただし、今後事業を計画的に推進する中で、必要性が生じた場合に最小限の整備が実施できるよう予算を確保しているところです。国庫補助を活用するためには事前の採択が必要なことから、現時点で計画に位置付けているものであり、積極的な施設整備を前提とするものではありません。
	稲田委員	先ほどの待機児童対策の件に関連して確認です。「こども誰でも通園制度」は待機児童対策そのものではないと思われませんが、待機児童がゼロとなることで、こども誰でも通園制度に係る財政支援も受けられなくなるというのはどういうロジックでしょうか。
	事務局	待機児童に関する要件は①待機児童対策にのみ適用されるものであって、②地域課題に応じた対策、及び③こども誰でも通園制度につい

	石井部会長	ては、国の制度変更がなければ引き続き採択対象となる見込みです。 その他意見等がありますか。特になければ採決を行います。実施計画及び整備計画について、事務局提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。 (異議なし)
	石井部会長	異議なしと認めます。よって、実施計画及び整備計画については、事務局提案のとおり承認することとします。 以上で公開案件を終了し、次に非公開案件へ移ります。